

# 未来を切り拓く 6次産業化



## 〈信州6次産業化推進協議会〉

長野県農政部 農業政策課 農産物マーケティング室内 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL : 026-235-7217 FAX : 026-235-7393 e-mail : info@shinshu-6jika.jp  
ホームページ : しあわせ信州6次化広場 <http://www.shinshu-6jika.jp>

## 6次産業化相談窓口

佐久地方事務所農政課 〒385-8533 佐久市跡部 65-1  
TEL : 0267-63-3144 FAX : 0267-63-3189

上小地方事務所農政課 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6  
TEL : 0268-25-7125 FAX : 0268-27-2136

諏訪地方事務所農政課 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10  
TEL : 0266-57-2912 FAX : 0266-52-2295

上伊那地方事務所農政課 〒396-8666 伊那市荒井 3497  
TEL : 0265-76-6812 FAX : 0265-78-9349

下伊那地方事務所農政課 〒395-0034 飯田市追手町 2-678  
TEL : 0265-53-0413 FAX : 0265-53-1629

木曾地方事務所農政課 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 757-1  
TEL : 0264-25-2220 FAX : 0264-22-4346

松本地方事務所農政課 〒390-0852 松本市大字島立 1020  
TEL : 0263-40-1915 FAX : 0263-47-7822

北安曇地方事務所農政課 〒398-8602 大町市大町 1058-2  
TEL : 0261-23-6510 FAX : 0261-23-6512

長野地方事務所農政課 〒380-0836 長野市大字南長野南町 686-1  
TEL : 026-234-9512 FAX : 026-234-9513

北信地方事務所農政課 〒383-8515 中野市大字壁田 955  
TEL : 0269-23-0210 FAX : 0269-23-2217

# 6次産業化とは

6次産業化とは、農林漁業者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わること【1×2×3=6次産業化】により、農林水産業の新たな付加価値を創出することです。そこで、農山村に存在する有形無形の豊富な地域資源を有効活用して、雇用と所得を確保し地域活力の向上を図るために、農林漁業生産と加工・販売を一体化して付加価値を高め、新たな産業を創り出し6次産業化を推進して儲かる農林水産業の実現を目指します。

## 農山村の多様な地域資源

### ◆ 農林水産物



### ◆ バイオマス

- ▶ 稲わら
- ▶ 食品廃棄物
- ▶ 未利用間伐材



### ◆ 自然エネルギー



### ◆ 環境・景観

### ◆ 伝統文化



### ◆ 経験・知恵

## 地域資源の有効活用

◆ 生産・加工・流通（販売）の一体化による農林水産物の付加価値の拡大

◆ 2次・3次産業による農林漁業への参入

新たな付加価値の創出・拡大

◆ 農林漁業と2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出

◆ 農山村の地域資源を活用して新たな事業に取り組もうとする産業

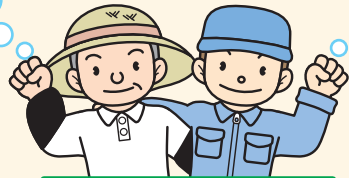
## 雇用の確保と所得の向上

## 農山村地域の活力向上

## 総合化事業計画認定までの流れ

6次産業化の取組（総合化事業計画の認定）をしてみようと思ったら、まずは6次産業化相談窓口へご相談ください。相談内容にあったサポートを提供いたします。

- ・どんな商品が売れているのかな
  - ・新しい加工技術を知りたいな
  - ・たくさんの人に商品を見てもらいたいな
- 誰かに相談したいな…



事業計画がまとまったら  
総合化事業計画の  
申請書提出

こんな時は…



地域推進員・協力推進員  
信州6次産業化プランナーが  
サポートします

6次産業化相談窓口で  
お受けします！

相談内容を詳しく聞いて内容に  
合ったプランナーを派遣します



関東農政局  
長野・松本地域センター

関東農政局（さいたま）

長野県へ文書  
（農地法・都市計画法関係）

申請書確認

ヒアリング  
（県内）

申請書最終確定

① 審査委員会

② 審査委員会

大臣認定

申請者に連絡

認定証交付

長野県に連絡

# 総合化事業計画とは

六次産業化法では、農林漁業者等が経営の改善を図るための「総合化事業計画」の認定制度が設けられています。「総合化事業」とは、**農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動**のことをいい、その事業活動の計画が「総合化事業計画」です。「総合化事業計画」を作成し農林水産大臣に申請、認定を受けた事業者は様々な支援が受けられます。

## 総合化事業計画の認定要件

「総合化事業計画」の認定を受けるためには**一定の要件**があります。

- 【事業主体】 農林漁業者等（個人・法人、農林漁業者の組織する団体）が行うものであること  
（事業主体の取組を支援する者を促進事業者（2次・3次産業の企業等も可能）として計画に位置付けることが可能）
- 【事業内容】 次のいずれかを行うこと
  1. 自らの生産等に係る農林水産物等を用いて行う**新商品の開発、生産又は需要の開拓**
  2. 自らの生産等に係る農林水産物等について行う**新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善**
  3. 1又は2に掲げる措置を行うために必要な**生産等の方式の改善**
- 【経営改善】 次の2つの指標の全てが満たされること
  1. 対象商品の指標 農林水産物等及び新商品の**売上が5年間で5%以上増加**すること
  2. 事業主体の指標 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで**に向上し、終了年度は黒字となること**
- 【計画期間】 5年以内（3～5年が望ましい）

## 総合化事業計画認定者への支援（メリット）

上記の認定要件を満たして計画を立て、**認定事業者となった場合は次のような支援（メリット）**があります。

- 【支援】 信州6次産業化プランナーによる**サポートが無料**で受けられる  
構想段階から認定までの計画策定を支援。認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、信州6次産業化プランナーが**課題解決に向けフォローアップ**。
- 【融資】 ●農林漁業者向け**無利子融資資金（農業改良資金）**の貸付及び貸付対象者の農林漁業者等以外（促進事業者）への拡大、**償還期限・据置期間の延長**
  - ★貸付上限額：個人5千万円、法人・団体1億5千万円
  - ★償還期限：10年⇒12年
  - ★据置期間：3年⇒5年●短期運転資金（スーパーS資金）の貸付
  - ★貸付上限額：個人1千万円、法人4千万円
  - ★金利：1.5%（平成25年8月19日現在）
- 【補助金】 ●新商品開発、販路開拓等に対する**補助率のかさ上げ** ～ソフト事業～
  - ★補助率：通常1/2⇒認定後2/3  
新商品開発に向けた試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料や市場評価の実施、販路開拓に向けた商談会への出展、パンフレットの作成費用等を支援●新たな加工・販売等へ取組む場合に**必要な施設整備に対する補助** ～ハード事業～
  - ★補助率：1/2  
実施主体を六次産業化・地産地消法又は農工商等連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定



## 総合化事業計画の認定スケジュール

3月末	4月	5月末	6月	7月	8月末	9月	10月末	11月	12月末	1月	2月末
第1回 計画受付		第1回 計画認定			第2回 計画受付		第2回 計画認定		第3回 計画受付		第3回 計画認定

## 6次産業化ネットワーク活動交付金とは

6次産業化を成功させるためには、農林漁業者が自ら加工・販売に取り組むだけでなく、新たな販路や商品開発につながる事業者や、他の農林漁業者等と連携して取り組む事が重要です。

農山村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域内外の**多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援**するための交付金です。

6次産業化ネットワーク交付金には「**推進事業（ソフト）**」と「**整備事業（ハード）**」があり、以下のような内容となります。

### 推進事業（ソフト）

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、JA、市町村等が参画する6次産業化ネットワークの構築や新商品開発・販路開拓の取組を支援する事業です。

#### ◆助成を受けるためには、次の採択基準を満たす必要があります◆

1. 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築している又は構築する見込みであること
2. ネットワークの構成員に六次産業化・地産地消法の認定を受けた方、若しくは受ける見込みの方が含まれていること 他

#### ◆対象となる事業内容◆

1. 推進会議の開催（補助率 1/2 以内 \* 地産地消促進計画 2/3）  
農林漁業者と多様な業種の事業者が参画して、ネットワークの構築に向けた推進会議やシンポジウムの開催等
2. プロジェクト調査・検討（補助率 1/2 以内 \* 地産地消促進計画 2/3）  
具体的なプロジェクトの検討に必要な委員会の開催や事例調査、取組計画・工程表の作成等
3. プロジェクトリーダーの育成（補助率 1/2 以内 \* 地産地消促進計画 2/3）  
プロジェクトの円滑な実施に向けて、プロジェクトマネジメント等に関する知識・技術を取得するためのビジネス講座等の受講
4. 新商品開発・販路開拓の実施（補助率 1/2 以内 認定・\* 地産地消促進計画 2/3）  
新商品開発に必要な試作の実施やパッケージデザインの開発、試験販売の実施、開発された新商品の商談会への出展、パンフレットの作成、民間企業OB等の知見を活用した販路開拓活動経費の支援 等

\*注「六次産業化・地産地消法」に基づき策定された「地産地消促進計画」に基づき、都道府県又は市町村が実施する取組は交付率が 2/3 になります。

### 整備事業（ハード）

6次産業化ネットワークの取組に必要な加工施設・機械等の整備に対する支援です。（交付率 1/2）

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体（農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となる団体）又は 農林漁業者団体と連携する中小企業者

#### ◆採択基準は次のとおりです◆

1. 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築している（又は見込み）こと
2. 本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者全体で、おおむね 50%以上生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること
3. 事業規模（総事業費）が1億円以上である場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること 他

#### ◆対象となる事業内容◆

1. 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設  
農林水産物等の集出荷施設、処理加工のための施設、総合的な販売のための施設、地域食材提供のための施設等及び  
附帯施設
2. 農林水産物等の生産のために必要な施設等（1と併せて実施する場合）  
簡易土地基盤整備、農業用水のための施設、営農飲雑用水のための施設、乾燥調製貯蔵のための施設、育苗のために  
必要な施設等及び附帯施設 ※農商工等連携事業計画で農林漁業者団体が実施する場合「2」単独でも実施が可能。
3. 食品等の加工・販売のために必要な施設  
農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設及び附帯施設